

平成20年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成20年3月3日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会期決定の件
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政並びに教育行政執行方針演説

- 第6 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第5号 定期監査報告

- 第11 議案第19号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件
- 第12 議案第20号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件
- 第13 議案第21号 美唄市職員定数条例の一部改正の件
- 第14 議案第22号 美唄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正の件
- 第15 議案第23号 美唄市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正の件
- 第16 議案第24号 美唄市立教育研究所設置条例廃止の件

- 第17 議案第25号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件

- 第18 議案第26号 美唄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正の件
- 第19 議案第27号 美唄市後期高齢者医療に関する条例制定の件
- 第20 議案第28号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件
- 第21 議案第29号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件
- 第22 議案第30号 美唄市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の件
- 第23 議案第31号 美唄市美しきまちづくり条例制定の件
- 第24 議案第32号 美唄市特別会計条例の一部改正の件
- 第25 議案第33号 美唄市土地区画整理事業基金条例廃止の件
- 第26 議案第34号 市道路線の認定及び廃止の件
- 第27 議案第35号 美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件
- 第28 議案第36号 市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件

- 第29 議案第38号 平成19年度美唄市一般会計補正予算（第6号）
- 第30 議案第39号 平成19年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第40号 平成19年度美唄市老人保健会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第41号 平成19年度美唄市下水道会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第8号 平成20年度美唄市一般会計予算

- 第34 議案第9号 平成20年度美唄市民バス会計予算
- 第35 議案第10号 平成20年度美唄市国民健康保険会計予算
- 第36 議案第11号 平成20年度美唄市老人保健会計予算
- 第37 議案第12号 平成20年度美唄市下水道会計予算
- 第38 議案第13号 平成20年度美唄市介護保険会計予算
- 第39 議案第14号 平成20年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第40 議案第15号 平成20年度美唄市後期高齢者医療会計予算
- 第41 議案第16号 平成20年度市立美唄病院事業会計予算
- 第42 議案第17号 平成20年度美唄市水道事業会計予算
- 第43 議案第18号 平成20年度美唄市工業用水道事業会計予算

- 第44 議案第42号 美唄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の件
- 第45 議案第43号 美唄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

- 第46 意見書案第1号 道路特定財源のあり方と地方財源の確保に関する意見書

- 1 番 吉 岡 文 子 君
- 2 番 森 川 明 君
- 3 番 五 十 嵐 聡 君
- 4 番 高 橋 幹 夫 君
- 6 番 阿 部 義 一 君
- 7 番 長谷川 吉 春 君
- 8 番 米 田 良 克 君
- 9 番 白 木 優 志 君
- 1 0 番 小 関 勝 教 君
- 1 1 番 土 井 敏 興 君
- 1 2 番 本 郷 幸 治 君
- 1 3 番 紫 藤 政 則 君
- 1 5 番 谷 村 孝 一 君

◎出席説明員

- 市 長 桜 井 道 夫 君
- 副 市 長 佐 藤 昭 雄 君
- 総 務 部 長 板 東 知 文 君
- 市 民 部 長 岩 本 良 一 君
- 保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
- 商 工 交 流 部 長 酒 巻 進 君
- 農 政 部 長 林 信 孝 君
- 都 市 整 備 部 長 加 藤 誠 君
- 市立美唄病院事務局長 三 谷 純 一 君
- 消 防 長 佐 藤 賢 治 君
- 総務部総務課長 市 川 厚 記 君
- 総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

- 教育委員会委員長 白 戸 仁 康 君
- 教 育 長 村 上 忠 雄 君
- 教 育 部 長 安 田 昌 彰 君

◎出席議員（15名）

- 議 長 林 国 夫 君
- 副議長 内馬場 克 康 君

- 選挙管理委員会委員長 熊 野 宗 男 君
- 事 務 局 長 大 道 良 裕 君

農業委員会会長 佐藤博道君
農業委員会事務局長 山崎一広君

監査委員 川村英昭君
監査事務局長 嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長 藤井英昭君
次長 和田友子君
総務係長 濱砂邦昭君

午前10時00分

●議長林 国夫君 ただいまより、本日をもって招集されました平成20年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番 長谷川吉春議員

8番 米田良克議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月25日までの23日間とし、うち、3月4日ないし3月6日、3月8日及び3月9日、3月11日ないし3月24を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第5、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 平成20年第1回市議会定例会に当たり、市政執行への私の所信を申し上げます。

私が市長という重責に就いて3年が経過しました。

この間、大きな時代のうねりの中で、解決しなければならない地域課題に直面しながら、「市民の皆さんが安心してくらせるまち」「生き生き美唄」の実現に向けて、様々な取組みを進めてまいりました。

私が市長に就任したのは、本市が自立

の道を選択し、その方策を検討していた時期であり、平成 17 年 2 月には「自立推進計画」をまとめ、さらに翌年 2 月に「自立と協働のまちづくり」をテーマとした「美唄 21 世紀まちづくりプラン後期基本計画」を策定いたしました。

このような、まちづくりの大きな方向性を定める上で大切なことは、市民のくらしに最も身近な自治体として、市民と行政、そして地域の市民同士が、相互に信頼し合い、尊重し合い、心を一つにして、まちづくりを行うことであると考えております。

このため、市のホームページ上で市長交際費の支出状況や私の主な公務日程を公開するとともに、市長との対話の日には、新たに夜の部を設けるなど、「情報公開と対話」に努めてまいりました。

この考え方をさらに確かなものにするため、本市の憲法とも言うべき「美唄市まちづくり基本条例」を昨年制定し、まちづくりの理念とルールを明確にするるとともに、これを具体化するため、情報公開と説明責任に基づく市民参画の方法を制度化した「パブリック・コメント手続条例」を制定するなど、自立と協働のまちづくりに向けて、道筋をつけてまいりました。

また、まちの活力づくりとして、農業、商工業、新産業が互いに協力・連携した美唄らしい産業の振興に努めるとともに、これまでの懸案事項であった、美唄駅周辺土地区画整理事業をはじめ、公営住宅の建替え、一般廃棄物最終処分場の

整備などの大型事業に取り組み、都市環境づくりに一定の目途をつけることができました。

一方、国内外にわたる地域間競争の激化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、自治体経営は新たな転換期を迎えており、これからは、行政の力だけでは対応が難しい時代に入っているという思いを強くしております。

私は、まちづくりの主役である市民の皆さんが、地域の課題解決に向けて自ら活動し、行政がそれを支援する協働型社会づくりを進め、誰もが地域に誇りと希望を持てるまちづくりが実現できるよう、一層、力を尽くして行かなければならないと、今、決意を新たにしております。

この厳しい時期を乗り越えてこそ、その先に本市の自立に向けた確かな未来があると信じております。

平成 20 年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

地方分権を背景とした国の三位一体改革は、一定の国庫補助負担金の削減や地方への税源移譲を行ったものの、依然として国の権限・関与を残したままであり、さらに地方交付税の大幅削減により地方の財源不足が生じるなど、結果として地方分権の趣旨に反するものとなったのではないかと感じております。

私は、それぞれの自治体が権限と財源を確保し、自由度を高めることにより、地方政府としての裁量権の拡大につなげていくことが必要であると考えてお

り、今後も、国と地方の役割を明確にした分権型社会づくりを、全国の自治体とともに国に対して強く訴えてまいります。

昨年成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、財政健全化のための新たな指標が導入されました。本市においては、市立美唄病院事業会計の累積不良債務により、連結実質赤字比率における「早期健全化」ラインを超えるおそれがあるため、全力でこれを回避しなければなりません。そのため、持続可能な自治体経営を目指し、市立美唄病院の再編を進めるとともに、自立推進計画の内容を見直し、取り組むべき項目を着実に実行し、本市の自立の歩みを前進させてまいります。

地域医療の問題は、本市における最重要、かつ、喫緊の課題であります。全国的にも、勤務医の過重な勤務環境や新医師臨床研修制度などに起因すると考えられる医師の偏在が深刻な事態となっております。本市においては、美唄労災病院のせき損センター化への動きなどを踏まえつつ、市立美唄病院を持続可能な診療体制に再編していくことが、地域医療の確保につながると考えております。そのため、「市立美唄病院再編計画」を着実に推進するとともに、国や道が示す公立病院改革の方針を踏まえ、市立病院改革プランを策定するなど、地域医療の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、夜間・休日の救急医療について

は、地元医師会のご協力をいただき、本年4月以降は、市立美唄病院に窓口を一本化し、市内外の医療機関と連携を図りながら、市民の皆さんが安心できる体制を取ってまいります。

少子高齢化社会、人口減少社会の中で、将来への希望が持てる活力ある社会をどのようにつくっていくのか、まちの活性化は、大きな課題であります。

そのため、美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画における「福祉」「環境」「交流」「経済振興」の4つの重点施策に集中的、横断的に取り組み、まちの活力づくりを進めてまいります。

「福祉」の分野では、子育て支援に関して、妊娠、出産、そして子どもの成長に応じた、総合的な支援のしくみをつくってまいります。

「環境」の分野では、ごみの減量とリサイクル促進のための一層の啓発に加え、効率的な資源ごみの処理を進めるほか、本年7月に開催される北海道洞爺湖サミットと合わせて、学校での環境教育や家庭・事業所に対する環境問題を考え実践につなげる啓発活動などに取り組んでまいります。

「交流」「経済振興」の分野では、いわゆる「団塊の世代」を対象に、民間と連携した移住・定住に向けた体験ツアーを実施するほか、農産物や特産物、観光情報など、本市の様々な地域資源に関する情報をインターネットにより提供する「郷土ポータルサイト」を活用し、「美唄ファン」を増やすことで、交流を促進

し、経済振興につなげてまいります。

また、「食」をめぐる環境が変化する中、その正しい理解と適切な対応の仕方を学び、安全で安心な地元産品の使用による地産地消を一層進めるため、食育推進計画を策定し、これに基づき、家庭をはじめ学校や地域での食育、生産者と消費者の交流など、食育の取組みを幅広く進めてまいります。

これらの重点施策を進めるに当たっては、市民の皆さんや町内会・自治会、NPOなどの市民団体、企業の皆さんなどと、課題や目標を共有し、連携・協力しながら取り組んでまいります。

また、厳しい財政事情のもとでも、本市が有する人材や施設などの地域資源を活用した「地域力活用事業」を新たに設定し、予算事業と一体的に取り組むことにより、地域の課題解決やまちの活性化につなげてまいります。

次に平成20年度の主要施策について、申し上げます。

まず、「やさしさと健康のまちづくり」であります。

「福祉のまちづくり条例」の理念に基づき、一人ひとりのライフステージに応じた健康で安心な生活が送れるよう、市民による地域力の向上を目指した取組みを支援するなど、地域全体で支え合うくらしのセーフティネットの構築に向けた「やさしさと健康のまちづくり」を進めてまいります。

子育て支援については、妊産婦健診や乳幼児等医療費助成の充実をはじめ、出

産家庭の全戸訪問や児童虐待の解消に向けた家庭児童相談体制の充実を図るとともに、地域が一体となって子どもたちを守り育む子育てネットワークの拡大に向けて、「せわずき・せわやき隊」との連携による子どもたちの安全確保や、子育て支援リーダーの養成を行うなど、総合的な子育て支援を進めてまいります。

健康づくりについては、地域における市民主体の取組みを支援するとともに、新たに、医療制度改革に伴い、メタボリック症候群などを対象とした特定健診・特定保健指導を実施し、青壮年期の生活習慣病予防や高齢期の生活機能低下予防など、ライフステージに応じた取組みを総合的に進めてまいります。

市立病院については、市民に信頼される中核病院として、引き続き、医師の確保を行い、市民が安心して受診できる診療体制の確保に努めるとともに、持続可能な病院経営に向けて、一層の経営健全化を進めてまいります。

また、本年4月から始まる後期高齢者医療制度については、その円滑な導入と適切な運営に努めてまいります。

高齢者福祉については、福祉灯油の充実を図るとともに、地域包括支援センターを核として、地域包括ケア体制を構築するため、専門職による介護予防マネジメントや総合相談・支援業務、虐待防止、権利擁護業務など、高齢者の生活を支える総合的な取組みを進めてまいります。

障がい者福祉については、必要な福祉

サービスを安定して提供できる体制を維持するとともに、障がい者が地域で安心してらせるよう、引き続き、地域生活支援事業の充実に努めてまいります。

地域福祉については、市民ささえあい推進委員会を中心に、地域の持っている力をさらに高める活動等を支援するほか、地域の皆さんと職員がともに地域の課題を解決する「地域応援チーム」を含め、様々な主体が地域づくりに参画するしくみづくりにも取り組んでまいります。

峰延福祉会館については、利便性を高め、地域福祉活動の拠点にふさわしい施設として、建て替えを行います。

次に「快適な暮らしを実現するまちづくり」であります。

くらしやすい都市環境や安全で安心な地域をつくるため、都市基盤や生活環境の整備を進めるほか、消防・防災体制の充実に努めるなど、「快適な暮らしを実現するまちづくり」を進めてまいります。

都市基盤の整備については、美唄駅周辺土地区画整理事業における施設整備が完了したため、区域内の換地に伴う清算事務を実施するほか、道路交通網については、東7条南線などの整備に着手するとともに、引き続き、川内線の整備を進めてまいります。

また、東明公園の池堤体の法面整備による漏水防止対策を行い、利用者の安全確保を図ります。

除排雪については、引き続き、間口除

雪を実施するほか、冬の市民生活や経済活動を支えるため、安全な道路交通網の確保に努めてまいります。

市内のバス交通については、事業者と連携し、市民の身近な交通手段として、利便性の向上と効率的な運行を図られるよう努めてまいります。

市営住宅については、峰延東陽光団地の水洗化を進めるとともに、ゆたかニュータウン給水設備の改修を行うなど、既存公営住宅の環境改善を図ってまいります。

民間住宅については、高齢化の進展に対応するため、バリアフリー改修等に対する支援制度を創設いたします。

上水道については、安全な水を安定して供給するため、配水管の整備を進めるとともに、水質の適正管理や危機管理に努めてまいります。

また、下水道については、茶志内・峰延地区などの整備を進め、汚水処理区域の拡大や水洗化の促進を図るほか、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置を継続して実施してまいります。

市民生活の安全確保については、地域と協働して防犯活動や交通安全運動に取り組むほか、悪質巧妙化している犯罪の被害を未然に防ぐため、引き続き、関係機関・団体と連携し、法律相談や消費生活相談を実施してまいります。

防災については、石狩川や美唄川などの洪水に備えるため、北海道開発局石狩川開発建設部との共催で「石狩川中流洪水危機管理演習」を行うとともに、地域

防災力の向上のため、自主防災組織の設立促進に取り組んでまいります。

消防については、「安全で安心な地域づくり」を進めるため、家庭や事業所における火災予防の周知・徹底や住宅用火災警報器の設置促進に努めるほか、消防力の強化を図るため、消防隊員の防火衣更新及び現場用携帯無線機導入を行います。

また、救命率の向上に向けて、救急救命士の養成を行うとともに、医療機関と連携し、救急隊員の資質の向上を図るほか、AEDを活用した市民への救命講習会を実施し、救命技術の普及に努めてまいります。

次に「人と自然が調和したまちづくり」であります。

本市が有する豊かな自然を守り、環境への負荷を抑制する循環型社会の実現に向けて、宮島沼の環境保全や廃棄物の適正処理などに取り組むことにより、市民との協働による「人と自然が調和したまちづくり」を進めてまいります。

総合的な環境施策の推進については、本定例会でご提案する「美しきまちづくり条例」において、その理念や方向性を定め、市民、事業者、行政の協働による環境保全や環境美化などの取組みを推進してまいります。

自然環境の保全については、宮島沼における国の自然再生事業と連動し、環境保全に向けたモニタリング調査や水質調査などに取り組むとともに、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、環境学

習の実施や情報提供の充実に努め、世界的に貴重な湿地の保全と活用を進めてまいります。

廃棄物の適正処理については、ごみの有料化に伴う不法投棄や不適正排出を抑制するため、パトロールの強化と巡回指導に努めるとともに、廃プラスチック圧縮機の更新による効率的な資源ごみの処理を行い、一層のごみの減量化とリサイクルを進めてまいります。

また、生ごみを含む可燃ごみに関しては、将来の処理体系について調査・検討してまいります。

次に「豊かで活力ある産業が広がるまちづくり」であります。

いきいきとしたまちの活力を生み出すため、農業や商工業など、産業の相互連携による新たな可能性を引き出すとともに、地域の特性を生かした新しい産業の創出に努めるなど、「豊かで活力ある産業が広がるまちづくり」を進めてまいります。

農業については、本市農業の方向性を明確にする「美唄市農業ビジョン」を関係団体や機関と連携し、策定するほか、農業経営の安定、向上を図るため、認定農業者等の担い手の育成と確保、ほ場整備等による生産基盤の確立に加え、ハスカップの生産振興に取り組んでまいります。

また、農業を中心とした産業間の連携のしくみづくりについて検討するとともに、地域情報の発信や交流促進機能を備えた「食の駅」について、引き続き、

基本構想の策定に努めてまいります。

商業については、今後の中心市街地のあり方について、中心市街地活性化協議会設立準備委員会が行う事業の構築とその効果を把握するための事業化調査に対して支援するとともに、その結果を踏まえ、関係団体等と引き続き、協議を行ってまいります。

工業・新産業については、空知団地を中心に、情報産業等の企業立地に努めるとともに、異業種事業者ネットワークを拡大し、新製品の開発や起業の創出を図るほか、市内外に向けて雪冷熱エネルギーを活用した利雪技術の普及拡大に努めるなど、地域産業の活性化に向け、取り組んでまいります。

雇用については、求職者や高校在生を対象とした各種技能講習等に、引き続き、助成するとともに、美唄市季節労働者通年雇用協議会に対し支援を行い、季節労働者の通年雇用に向けて取り組むなど、雇用の促進を図ってまいります。

これらの経済振興策を進めるに当たっては、情報通信技術を活用するとともに、地域資源を最大限活かして、交流を促進し、今日的な課題である「環境保全」や「地域コミュニティの再生」などにもつながるよう、個性豊かな地域づくりと連携した地域産業の振興に努めてまいります。

次に「文化と交流のまちづくり」であります。

誰もがこころの豊かさを実感し、潤いのある生活を送ることができるよう、教

育、文化、芸術、スポーツなど、様々な活動や交流を促し、「文化と交流のまちづくり」を進めてまいります。

学校教育については、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」など、子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進し進めるとともに、保護者・地域との連携・協力により、地域に開かれた、信頼され、魅力ある学校づくりを目指してまいります。

私学振興については、昨年、創立 40 周年を迎えた専修大学北海道短期大学に対し、市民団体等と連携しながら、学生募集や留学生受入などに関して、支援を行うとともに、農業振興、国際交流、市民公開講座を活用した職員研修など、まちづくりの様々な分野において連携を図ってまいります。

芸術・文化の振興については、市民が主体的に取り組む文化活動を支援するとともに、アルテピアッツァ美唄や市民会館での芸術鑑賞機会の提供など、芸術・文化活動の一層の促進に努めてまいります。

交流については、交流拠点施設周辺の景観づくりのために、引き続き、桜や紅葉樹の植栽を行うほか、北海道洞爺湖サミットと合わせて、アルテピアッツァ美唄や宮島沼などの地域資源の情報発信に努めてまいります。

広域交通網の整備については、国道 12 号の茶志内方面における拡幅が進んでいるほか、峰延・光珠内方面についても、調査事業に着手していることから、一層

の整備促進を要望してまいります。

開発道路である美唄富良野線や美浦大橋、月形大橋については、引き続き、整備の促進を要望してまいります。

情報化については、市ホームページの充実のほか、電子申請の利用を促すため、制度の周知と対象手続の拡大に努めてまいります。

また、情報基盤の整備に関しては、本年、上美唄電話交換局において、ADSL回線サービスが開始されることにより、市内4か所の電話交換局エリアすべてにおいて、高速大容量のブロードバンド化が実現するため、次のステップとして、光ファイバー回線について、関係団体と連携しながら、導入に向けた活動を継続してまいります。

以上、平成20年度の市政執行方針を申し上げます。

地球温暖化などの環境問題は、世界的に大きな関心を集めております。

生態学を意味する「エコロジー」ということばを我が国で最初に使ったのは、博物学者で民俗学者の南方熊楠だと言われております。彼は、郷土和歌山において世界的な功績を残した在野の研究者であるとともに、鎮守の森を守った環境保護活動家としても先駆的な存在でありました。保護された森は、現在、熊野古道として世界遺産に登録されております。

ふるさとを愛し、ふるさとの自然を愛して、その研究と保護に生涯をかけたそのひたむきな情熱は、現在の私たちも学

ぶべきものがあるのではないかと感じております。

現代は、夢を持ちにくい時代だと言われています。しかし、人は夢を持てるからこそ、その実現に向かって情熱を傾け、大きな力を発揮できるのではないのでしょうか。

私の夢は、ふるさと美唄を、市民の皆さんの笑顔があふれ、いきいきと活力ある自立したまちにすることです。日本のどこを探しても、美唄にしかないもの、美唄の新しい価値を創造し、市民誰もが住んでいて良かったと実感できるふるさとをつくりたいと願っております。

私に課せられた使命は、市民の皆さんとの対話を重ね、ともに悩みながら、英知と力を集め、これを夢で終らせることなく、実現させていくことであります。

私は、今、直面している現実を直視して、大きな時代の荒波に耐え、幾多の試練があろうとも、情熱を持って、個性と活力あるふるさとづくりに全力で臨む決意であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 平成20年第1回市議会定例会にあたり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

今日、我が国においては、少子高齢化・人口減少社会など社会構造が大きく変化する中、様々な制度の見直しが行わ

れており、教育分野におきましても、昨年 6 月には、教育基本法の改正を受け、教育における地方分権の推進や国との適切な役割分担について整備するなど、教育三法の改正が行われ、新しい時代に対応した教育を求める改革が進められております。

このような状況の中、本市においては、将来への希望が持てる活力のあるまちづくりを市民の皆さんとの協働のもと進めており、教育におきましても、市民一人ひとりが生涯にわたって「自ら学ぶ力」を育み、主体的にまちづくりに参加できるよう、生涯学習の推進がますます求められています。

また、子どもたちに「生きる力」を育むことは、美唄の未来を切り開く大きな夢づくりにつながっています。

教育委員会といたしましては、人格の完成と社会の形成者の育成という教育の目標をしっかりと認識し、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもたちの成長をめざす学校教育と、ふるさとの歴史や文化を尊重し、市民の皆さんが「いつでも、どこでも、誰もが」自ら学び続けることができる生涯学習の充実を図ってまいります。

そのためには、学校と家庭そして地域と情報の共有化を図りながら共通認識を深め、関係部局や関係機関・団体との連携に努め、つぎのとおり各分野における諸施策の推進に取り組んでまいります。

はじめに、学校教育について申し上げ

ます。

幼稚園教育につきましては、幼児期は人間形成の基礎を培う大切な時期であり、幼児一人ひとりの発達段階に応じた教育を進めるとともに、小中学校や家庭、地域との連携を一層深め、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

また、年々園児数が減少している状況を踏まえ、昨年 11 月策定した「市立幼稚園配置見直し計画」に基づき、幼稚園の適正な運営を推進してまいります。

次に、小中学校教育につきましては、児童生徒が時代の変化に主体的・創造的に対応するため、引き続き「生きる力」を育む教育を推進していくことが重要であります。

確かな学力の向上につきましては、基礎基本の確実な定着とそれらを活用する力の育成を目指した授業を適切な教育課程のもとに展開することが重要であります。そのためには、引き続き、全国及び本市学力調査等を活用し、児童生徒の学習状況の的確な把握に努めるとともに、それに基づき指導の重点化を図り、指導方法や指導形態の工夫改善に努めることが必要であります。児童生徒一人ひとりが学ぶ意義を理解するとともに、きめ細かな指導により分かる喜びを実感し、学ぶ意欲の向上や学習習慣の確立が図られるよう努めてまいります。

また、総合的な学習の時間においては、地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、ねらいや育てたい力を明確にしながら、学校の創意工夫のもと、地域の教育資源

を有効に活用するなど実社会や実生活とのかかわりを重視した活動が展開されるよう努めてまいります。特に、今年度は洞爺湖サミットが開催されることから、この機会を効果的に活用した環境教育等の推進にも努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、近年児童生徒の規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化などが指摘されており、発達段階に応じた規範意識や公平な判断力、思いやりの心、生命を尊重する態度などを育成することが求められています。このため、児童生徒が今の自分を素直に受け止め、よりよく生きたいという願いや夢、感動が持てるような道徳的实践力を育む「道徳の時間」の充実を図るとともに、家庭や地域との連携を図ったボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を推進してまいります。

また、いじめ、不登校、問題行動など今日的教育課題に対応するため、命を大切にする教育を推進するとともに、児童生徒の小さな変化を敏感にとらえる教育相談機能の充実や、早期発見・早期対応を基本とした学校・家庭及び関係機関の連携強化に努めてまいります。

健やかな体の育成につきましては、近年児童生徒の体力の低下が指摘されており、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲などを育成することが求められています。体力は人間の活動の源であり、精神面の充実にも大きくかかわっていることから、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣

など健康的な生活習慣を形成することが必要であります。そのため、自ら進んで運動し、楽しさや喜びを体得できるよう保健体育を中心とした教科指導の充実のもとより、「薬物乱用防止教室」の開催や「性に関する指導」の充実を図るとともに、本市「食育推進計画」策定とあわせて、学校における食に関する指導計画を作成するなど、指導の一層の充実に努めてまいります。また、学校給食につきましては、引き続き地元産米や無・低農薬野菜など、新鮮な食材の活用や徹底した施設衛生管理を行い、安全で安心できる手づくり給食の提供に努めてまいります。

これらの教育を推進するための基盤は、信頼される魅力ある学校づくりであることから、学校は保護者や地域と一体となった教育活動を展開し、生き生きと活気あふれる学校の実現に努めることが重要であります。このため学校は、学校だよりの地域配布や、地域参観日等を設定するなど教育活動を積極的に公開するとともに、学校評議員制度を活用するなど学校評価の充実を図り、その結果を日々の教育実践の工夫改善に生かすことが必要であります。このような取組を通じて、学校が教育を提供する側からの発想ではなく、教育を受ける側である児童生徒や保護者の求める質の高い教育の場となるよう努めてまいります。

また、児童生徒が安全で安心して通学できることは、信頼される学校づくりの原点であることから、児童生徒の危険予

測及び回避能力の育成など安全指導の徹底を図るとともに、「行動連携リスト」を活用するなど警察署等の関係機関との連携を図り、登下校時の安全確保等を目的とした地域ぐるみの危機管理体制の確立に努めてまいります。

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、適切な教育的支援を行う特別支援教育につきましては、学校における校内支援体制を整備するとともに、地域のセンター的機能を担う美唄養護学校、管内及び本市特別支援連絡協議会など関係機関との連携を図り、個別のケース検討のほか、教職員に対する研修機会の確保や保護者・地域等への理解啓発に努めてまいります。

学校教育に直接携わる教師の果たす役割は、極めて大きいことから、教育の専門家としての確かな力量など資質能力の向上が必要です。

そのため、職場のチームワークを重視した校内研修を充実させるとともに、学校職員評価制度等の活用を通して個々の教師の意欲をより一層高めることにより資質能力の向上を図っていくよう努めてまいります。

そのほか、空知教育センター等における各種研修会への積極的な参加の奨励や、空知教育局による実践推進校事業及び本市の公開研究指定校事業等による教職員研修の一層の充実に努めてまいります。

また、本市の教職員一人ひとりが美唄の歴史や文化、伝統などについて十分理

解を深め、ふるさとを意識した指導の充実が図られるよう「ふるさと研修会」等の取組を推進してまいります。

学校施設の整備につきましては、西美唄及び茶志内において、中学校統合後の校舎を有効に活用し、それぞれ小学校として利用していくための改修を実施するほか、中学校で使用しているコンピュータの更新を行うなど、教育環境の整備に努めてまいります。

学校の適正配置につきましては、保護者や地域の皆様のご理解のもと、本年4月に茶志内、西美唄中学校と美唄中学校が統合することになりました。

また、引き続き小学校につきましても、児童の教育環境を整えるため、保護者や地域の方々の声を十分に聞きながら、配置の見直しに取り組んでまいります。

高校教育につきましては、中学校卒業者の減少や進路志向の多様化に伴い、市内高校の現状維持について厳しい状況が予想されることから、美唄市高校問題等対策協議会に検討委員会を設置し、今後の市内高校のあり方についての検討を進めているところであります。

今後とも北海道教育委員会の動向を見極めるとともに、各校の特色を生かした魅力ある学校づくりが行われるよう関係機関などとの連携を図ってまいります。

さらに、専修大学北海道短期大学と北海道中央コンピュータ・カレッジへの入学奨励事業や美唄市奨学資金貸付事業を引き続き実施し、就学促進と経済的

負担の軽減を図り、高等教育の振興に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育につきましては、市民一人ひとりが生涯にわたって、自由に学習機会を選択し主体的に学び続けることができる環境づくりが大切であります。

このため、生涯学習人材バンクの利用促進や各種学習情報の提供に努めるとともに、市民カレッジや生涯学習フォーラムなど学習機会の充実に努めてまいります。

また、社会教育関係団体や地域との連携を深めて市民が主体的に行う生涯学習活動の支援に努めてまいります。

子どもたちが健やかに成長するためには、安全の確保や心身の健康とともに、家庭・学校・地域が協力し合い相互の教育力を高め、地域社会全体で子どもを育んでいくことが重要であります。

このため、青少年関係団体と連携して、青少年育成基金を活用した広域交流事業や野外体験活動などの健全育成事業を実施するほか子ども会育成連絡協議会などの自主的な活動を支援してまいります。

青少年センターにつきましては、青少年の問題行動を未然に防止するため、街頭指導や各種相談業務を実施するほか関係機関・団体との連携を強化しセンター機能の充実に取り組んでまいります。

放課後児童対策事業につきましては、受け入れ児童の生活の場となる施設の環境改善を図るとともに障がいのある

児童の受け入れを拡充するなど働く親の子育て支援の充実に努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、地域に根ざした芸術文化活動を推進するとともに、優れた芸術文化に接することができる環境づくりが大切であります。

このため、市民が主体的に行う演劇公演など多様な芸術文化活動を支援するとともに地域の歴史的文化財や伝統芸能の保護、継承に努めてまいります。

また、各種コンサートや絵画展を開催するなど芸術文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

社会教育施設につきましては、市民の多様な学習ニーズに対応するため、公民館や郷土史料館などそれぞれの施設が機能の充実と効率的な運営に努め、利用促進を図ることが重要であります。

アルテピアッツァ美唄につきましては、「市民ギャラリー」や「体験工房」の活用を促進するとともに、多様な事業を実施し芸術文化交流施設としての機能充実に努めてまいります。

図書館につきましては、市民の多様化する学習意欲、読書ニーズに対応した図書資料・情報の収集と提供に努めてまいります。

また、ボランティア団体や学校等と連携を図りながら、幼児期から本に親しむ環境づくりや学校図書館の図書の充実に努めるなど、子どもの読書意欲の向上に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

社会体育につきましては、市民の皆さんが心身ともに明るく健康で充実した生活を営むためには、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ参加できる生涯スポーツ社会の推進を図っていくことが大切であります。

このため、NPO 法人美唄市体育協会や体育指導委員会、各関係機関・団体等と連携を図り、地域の方々が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援に取り組むとともに、引き続き学校体育施設開放事業を実施するほか、民間指導者の育成・確保にも努め、地域住民一人ひとりの生活が健康で豊かなものになるよう、地域におけるスポーツ活動の促進に向けて取り組んでまいります。

スポーツ活動の拠点であります各体育施設につきましては、市民のスポーツ活動の場として、多くの皆さんに快適に利用していただけるよう適切な維持管理に努めてまいります。

以上、平成 20 年度の教育行政の主要な方針について申し上げましたが、その執行にあたりましては、市民の皆さんの期待と信頼に応え、学校・家庭・地域社会と一体となって地域に根ざした教育行政の推進に最大限の努力をいたしてまいります。

市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長林 国夫君 次に、日程の第 6、報告第 1 号例月出納検査結果報告ないし日程の第 10、報告第 5 号定期監査報告の以上 5 件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第 1 号ないし報告第 5 号の以上 5 件を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第 11、議案第 19 号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件ないし日程の第 28、議案第 36 号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件の以上 18 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 19 号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、特殊勤務手当のうち、制度本来の趣旨に合致しないものを廃止するほか、職務内容から支給額を見直すものであります。また、平成 20 年度からの市立美唄病院救急医療体制等の変更に伴い必要な手当を新設するために改正するものであります。

次に、議案第 20 号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件であります。

本件は、一部の非常勤委員の報酬額について、本市の厳しい財政事情や他市の報酬額の状況を踏まえ、減額改定するものであります。

次に、議案第21号美唄市職員定数条例の一部改正の件であります。

本件は、現行の定数が、現在の職員数と乖離があるため、人口規模、財政規模に見合った定数とするよう、国が示した定員モデルなどをもとに、現行定数「698人」を「528人」に改正するものであります。

次に、議案第22号美唄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、学校教育法の一部改正及び独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、条例中における法令の引用条項の規定を整備するものであります。

次に、議案第23号美唄市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、学校教育法の一部改正に伴い、条例中における法令の引用条項の規定を整備するものであります。

次に、議案第24号美唄市立教育研究所設置条例廃止の件であります。

本件は、平成20年3月末をもって本市の教育研究所を廃止するため、本条例を廃止するほか、附則において、教育研究所運営委員会委員の報酬の規定を削除するため、美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例を改正するものであります。

次に、議案第25号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件であります。

本件は、定率減税の廃止及び所得税の税源移譲に伴い、平成20年度から国の保育料徴収金基準額表の階層区分の所得税額が改正されることから、へき地保育所の保育料表について、国の基準を基本に同様の改正を行うほか、保育料の調整方法についても国と同様に改正するものであります。

次に、議案第26号美唄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正の件であります。

本件は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令において、平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を、平成20年度においても継続することができる規定が整備されたことから、本市においても激変緩和措置を継続するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第27号美唄市後期高齢者医療に関する条例制定の件であります。

本件は、4月から後期高齢者医療制度が施行されるにあたり、道内180市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合を設立し、広域連合においては、被保険者の資格管理、保険料の決定等を行い、各市町村は、窓口業務のほか、保険料の普通徴収業務を行うこととなるため、本市の事務に関し必要な事項を規定するため新たに制定するものであります。

また、これらの分掌事務を規定するため、附則において美唄市部設置条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第28号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件であります。

本件は、国民健康保険法の一部改正により、保険者に特定健康診査等が義務づけられたため関係規定を整備するほか、葬祭費の給付に関する事項を規定するため改正するものであります。

次に、議案第29号美唄市医療費助成条例の一部改正の件であります。

本件は、北海道医療給付事業の補助要綱に基づき実施している医療費助成事業のうち、重度心身障害者及び乳幼児助成の助成対象等が見直されたため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第30号美唄市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の件であります。

本件は、本市の特定の事務を南美唄郵便局が取り扱うことについて、議会の議決を得て、旧日本郵政公社との間で規約を定めておりますが、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴い、「規約」に替わり「郵便局の指定等」が必要となったため、同法第3条第3項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第31号美唄市美しきまちづくり条例制定の件であります。

本件は、美唄市における環境政策の基本理念や市民、事業者、市の役割、基本的施策・具体的な施策などを規定し、環

境への負荷の少ない循環型社会の創造と美しきまちづくりの実現を図ることを目的として新たに制定するものであります。

次に、議案第32号美唄市特別会計条例の一部改正の件であります。

本件は、土地区画整理事業の施設整備が本年度をもって終了することから平成5年度に設置した土地区画整理事業会計を廃止するほか、平成20年度から実施される後期高齢者医療制度について、一般会計と区分して経理するため、高齢者の医療の確保に関する法律第49条及び地方自治法第209条第2項の規定に基づき、後期高齢者医療会計を設置するため改正するものであります。

次に、議案第33号美唄市土地区画整理事業基金条例廃止の件であります。

本件は、土地区画整理事業の整備資金に充てるために基金を設置したものでありますが、本年度をもって施設整備が終了することから基金を廃止するものであります。

次は、議案第34号市道路線の認定及び廃止の件であります。

本件は、美唄駅周辺土地区画整理事業に伴い新たに整備した「東1条南3丁目線」、「東2条通歩行者道」の2路線を認定し、道道昇格に伴い「中村西7線」を廃止しようとするもので、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第35号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部

改正の件であります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児のための部分休業の対象となる子などが改正されたこと、また地方公務員法の一部改正及び美唄市職員の修学部分休業に関する条例の施行に伴い、自己啓発等休業及び修学部分休業の承認を受けた職員の給与に関する事項を規定するため改正するものであります。

次は、議案第36号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、市立美唄病院再編計画に基づき、一般病床数「164床」を「98床」に改正するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第19号ないし議案第36号の以上18件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第19号ないし議案第24号の以上6件について一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議案第19号ないし議案第24号の以上6件についての一括大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第25号ないし議案第36号の以

上12件について一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議案第25号ないし議案第36号の以上12件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第19号ないし議案第24号の以上6件は、総務・文教委員会に、議案第25号ないし議案第36号の以上12件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第29、議案第38号平成19年度美唄市一般会計補正予算(第6号)ないし日程の第43、議案第18号平成20年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上15件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第38号平成19年度美唄市一般会計補正予算(第6号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条地方債について補正しようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,153万円を増額補正し、補正後の予算総額を175億3,895万1,000円としようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、総務費には、振興公社清算法人が先

行取得していましたが中央駐車場第2期分用地を取得する経費を、民生費には、後期高齢者医療電算システム改修費を、土木費及び教育費には、振興公社清算法人に対する債務負担行為の残額を一括償還する経費を、職員費には、財源内訳に退職手当債を、諸支出金には、老人医療費の増に伴う追加繰出金を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、国庫支出金に、後期高齢者医療電算システム改修に対応する額を、市債には、退職手当債、減収補てん債の発行による額を、それぞれ増額し、財産収入については、減額するものであります。

第2条、地方債の補正につきましては、退職手当債、減収補てん債の追加をするものであります。

次に、議案第39号平成19年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第3号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億4,595万2,000円を増額し、補正後の予算総額を40億4,442万7,000円としようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、総務費に、過年度分精算に伴う療養給付費等負担金返還金及び国保情報データベース変更に要する経費を、保険給付費には、一般被保険者療養給付事業、退職被保険者等療養給付事業及び一般被保険者高額療養事業に要する経費

を計上いたしました。

一方、歳入については、歳出計上額に対応する国庫支出金、療養給付費等交付金及び共同事業交付金を計上いたしました。

次に、議案第40号平成19年度美唄市老人保健会計補正予算（第3号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億2,518万1,000円を増額し、補正後の予算総額を42億6,093万9,000円としようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、医療諸費に、老人医療の給付に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入については、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金を計上いたしました。

次に、議案第41号平成19年度美唄市下水道会計補正予算（第2号）であります。

本件は、石狩川流域下水道建設負担金に係る繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、平成20年度各会計予算について申し上げます。

本市は、これまで自立推進計画等に基づき、積極的に行財政改革に取り組んでまいりましたが、「市立病院の不良債務解消」をはじめ、「公債費負担の適正化」、さらには「地方財政健全化法への適切な対応」

など、一層厳しい財政状況の中、平成 20 年度予算の編成におきましては、「福祉」、「環境」、「交流」及び「経済振興」の 4 つの重点分野の推進を基本としつつ、事務事業の一層の選択と集中を図るとともに、市民生活に必要な事業の確保に努めたところでございます。

この結果、全会計の予算の総額は、28 億 2,877 万 7,000 円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 8 号平成 20 年度美唄市一般会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 160 億 7,580 万 1,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務費などを、総務費には、美唄市長及び美唄市議会議員補欠選挙事務費などを、民生費には、峰延福祉会館建設事業費などを、衛生費には、乳幼児等医療費助成や妊産婦健康増進事業費などを、労働費には、季節労働者通年雇用促進支援事業費などを、農林費には、農地・水・環境保全向上対策事業費などを、商工費には、中心市街地活性化調査事業費などを、土木費には、都市計画街路整備事業費や道路新設改良事業費などを、消防費には、消防装備整備事業費などを、教育費には、小学校移転改修事業費などを、公債費には、市債の元

利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、市立美唄病院の経営健全化に要する繰出金などを計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上いたしました。

第 2 条から第 4 条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第 9 号平成 20 年度美唄市民バス会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 5,039 万 9,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、4,939 万 9,000 円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、使用料及び手数料に、1,794 万 2,000 円を計上いたしました。

第 2 条は、一時借入金について、定めようとするものであります。

次は、議案第 10 号平成 20 年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 36 億 9,875 万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、25 億 4,3

20万1,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、前期高齢者交付金に、9億3,253万4,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について、定めようとするものであります。

次は、議案第11号平成20年度美唄市老人保健会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を3億8,233万2,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、医療諸費に、3億8,005万3,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、支払基金交付金に、1億9,542万7,000円を計上いたしました。

次は、議案第12号平成20年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億4,773万2,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、下水道費には、5億8,432万4,000円を、個別排水処理施設費には、7,028万9,000円を計上しました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、繰入金に、8億1,594万1,000円を計上いたしました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第13号平成20年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億3,506万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、2億1,524万3,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、支払基金交付金に、6億7,800万7,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第14号平成20年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億0,420万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、総務費に、1億5,432万8,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしま

しては、サービス収入に、2億0,367万7,000円を計上いたしました。

第2条は一時借入金について、定めようとするものであります。

次は、議案第15号平成20年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、6億8,733万5,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に、6億8,238万6,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料に、2億8,201万1,000円を計上いたしました。

次は、議案第16号平成20年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数及び一日平均患者数の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第17号平成20年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事

業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第18号平成20年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量及び一日平均配水量を定めるものであります。

第3条から第7条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第38号ないし議案第18号の以上15件は、大綱質疑にとどめ、のちほど設置いたします特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第38号ないし議案第18号の以上15件について一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたし

ます。

お諮りいたします。

議案第 38 号ないし議案第 18 号の以上 15 件については、14 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

吉岡文子議員、森川 明議員
五十嵐聡議員、高橋幹夫議員
阿部義一議員、長谷川吉春議員
米田良克議員、白木優志議員
小関勝教議員、土井敏興議員、
本郷幸治議員、紫藤政則議員、
谷村孝一議員、内馬場克康議員

の以上 14 人の議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に、日程の第 44、議案第 42 号美唄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の件及び日程の第 45、議案第 43 号美唄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件の以上 2 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

15 番 谷村孝一議員。

●15 番谷村孝一議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 42 号及び議案第 43 号の以上 2 件について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第 42 号美唄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される政務調査費について、平成 20 年度から当分の間凍結するため、必要な改正を行うものであります。

次に議案第 43 号美唄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄市議会議員の期末手当について、平成 20 年度に限り、年 3.7 月に削減するために必要な改正を行うものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

●議長林 国夫君 これより、議案第 42 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 42 号美唄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の件**は**原案**のとおり**可決**されました。

これより、議案第 43 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 43 号美唄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件**は**原案**のとおり**可決**されました。

●議長林 国夫君 次に、日程の第 46、意見書案第 1 号道路特定財源のあり方と地方財源の確保に関する意見書を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

11 番 土井敏興議員。

●11 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 1 号について、案文を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路特定財源のあり方と

地方財源の確保に関する意見書

道路特定財源の暫定税率は、平成 20 年 3 月末で適用期間の期限切れをむか

えます。暫定税率が維持されるか、それとも撤廃されるのか。

国会における与野党間の主張に大きな隔たりがあり、地方の間に困惑の度が増しています。道路特定財源の議論は、市民の声を聞きながらしっかりとした方向を確立する必要性は否定しません。しかし、地方にとって当面する最大の関心事は、地方財政への影響にあります。

今、美唄市は、未曾有の財政危機にあります。自動車関連諸税の地方配分原資確保が厳しくなり、もし北海道庁が試算した暫定税率が廃止になると、1 億 6 千万円の減額となり、財政運営が立ち行かなくなることは必定です。

よって、国会及び政府においては、地方分権の推進と地方財源の確保の視点にたって、以下の事項について実現をはかるよう強く要請いたします。

記

1. 自動車関連諸税の地方配分にあたっては、危機的な状況にある地方の財政実態に充分配慮し、平成 20 年度以降の財政運営に支障を来たさないよう財源確保に万全を期すこと。
2. 地方分権を推進する視点から、道路特定財源の使途については、地方の自由度を高める制度に改めること。
3. 地方が真に必要な道路整備や維持管理を行うにあたっては、地方の配分割合を高めることにより、地方における道路整備財源の充実に努めるとともに、地方道路整備臨時交付金制度についても継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月3日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第1号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号道路特定財源のあり方と地方財源の確保に関する意見書は原案のとおり決定**されました。

●議長林 国夫君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時16分 散会